

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

令和5年5月15日

西条市長 玉井 敏久

1 業務名 第3期西条市総合計画策定支援業務

2 事業内容 仕様書のとおり

3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 経営戦略部 政策企画課
電話 0897-52-1525 (直通)

4 契約日 令和5年5月1日

5 契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

6 契約金額 8,096,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額736,000円)

7 契約の相手方 名称 株式会社ぎょうせい四国支社
代表者 支社長 太田 浩司
住所 愛媛県松山市二番町四丁目1番地2

第3期西条市総合計画策定支援業務

仕様書

令和5年4月

西 条 市

第3期西条市総合計画策定支援業務 仕様書

1 業務の名称

この業務は、「第3期西条市総合計画策定支援業務」(以下、「本業務」という。)とする。

2 業務の目的

本業務は、第2期西条市総合計画の計画期間が、令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和16年度を計画期間とする第3期西条市総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定するため、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者に策定支援を委託し、策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 策定の基本条件

(1) 総合計画の計画期間

ア 基本構想 令和7年度から令和16年度までの10年間

イ 基本計画（前期） 令和7年度から令和11年度までの5年間

(2) 総合計画の構成等

ア 総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造とする。

イ 基本構想は、将来都市像や本市の目指すべき姿を示すとともに、市民アンケート調査の結果やワークショップ等の結果を踏まえ、まちづくりの基本方針や施策の大綱を総括的に定めるものとする。

ウ 基本計画は、基本構想を実現するために、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた必要な施策とその方向性を体系的に示すものとする。本業務においては、前期基本計画を策定する。

エ 実施計画は、基本計画で定めた施策内容を計画的かつ効率的に実施するため、3か年度の具体的な事業内容を明らかにしたものである。本市において毎年度ローリング方式により見直しを行う。

オ 2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）について、本市が第3期西条市総合計画において取り組む施策との関連を整理し、基本構想及び基本計画に明記する。かつ、本市が掲げる「持続可能都市西条2050」の理念に基づいた内容とする。

また、世界保健機関（WHO）憲章で提唱された「ウェルビーイング（身体・精神・社会といったあらゆる面において良好な状態、幸福であることを表す概念）」の基本理念を計画に取り入れる。

カ デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させていくため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び

愛媛県の戦略を勘案した「(仮称) 西条市デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」の策定を予定している。策定する場合は、第2期西条市後期基本計画策定期と同様に、総合計画と総合戦略を一体的に策定する。

キ 総合計画は、イラストや表、写真を効果的に活用し、市民にとって分かりやすい計画を目指す。特に概要版は広く市民に配布することを想定しているため、手に取りやすく、かつ読みやすいものとする。

5 業務内容

(1) 作業スケジュールの作成

ア 本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業スケジュール（本市及び受託者分）を立案する（契約締結後に本市と協議の上、スケジュールを決定する。）。
イ 本スケジュールに基づき、的確な工程管理を行い、本業務の進捗状況を適宜報告するものとする。

(2) 基礎調査等の実施

ア 市民アンケート調査実施に係る支援

市民アンケート調査において、以下に掲げる業務を実施する。なお、アンケート調査の設問設定及びWEB回答フォームの作成、調査結果の集計分析は本市が行う業務とし、受託者は必要に応じて本市に適切な助言及び情報提供を行う。

- ① アンケート調査票のデータ調整及び印刷：A4判、16ページ程度、1色、5,000部
- ② アンケート調査票発送（角2）・回収用封筒（長3）の印刷：各5,000部
- ③ アンケート調査票封入封緘、宛名ラベル等印刷・張付作業：5,000部
- ④ アンケート調査票発送回収：発送5,000部、回収2,000部（回収率40%）を想定

イ まちづくり検討会（市民ワークショップ）の開催支援

総合計画策定の基礎とすることを目的に、市民参画の一環として、市内の各種団体と市民を対象としたワークショップ（3回程度）を開催する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置、必要備品等の手配、まちづくりに対する意見や要望等の把握及び集約、報告書の作成等）を行い、総合計画への意見の反映を行う。なお、本市は、会場の確保、日程調整、参加者への資料送付等を行うものとする。

ウ 基礎調査等の分析に係る支援

以下の基礎調査等については本市において実施する。受託者は本市から要請があった場合に、必要に応じて適切な助言及び情報提供を行い、その結果等を整理の上、総合計画に反映させること。

- ① 西条市の現況調査及び構造の分析
- ② 第2期西条市総合計画の進捗状況確認及び分析（進捗状況の確認及び分析に使用する作業シートの様式等は受託者が市に提供する。）
- ③ 市民アンケート調査の集計分析及びアンケート調査結果報告書作成

④ 将来人口の推計値算出

エ 各種会議の開催支援

以下の会議等の開催については本市において実施するが、受託者は本市から要請があった場合に、必要に応じて適切な助言及び情報提供を行う。

① 総合計画策定委員会の実施

② 総合計画策定委員会プロジェクトチーム会議の実施

オ その他調査研究等

本委託業務を通じて、本仕様書に明記されていない突発的な調査及び研究を要する業務が発生した場合は、必要となる調査研究を受託者が適宜追加で行うこととする。

また、本市が定める西条市教育大綱の計画期間が令和6年度までであり、令和6年度中に本市が改訂を行う令和7年度以降の教育大綱と総合計画の整合を図る必要があることから、双方の策定内容に整合が図れていること等の点検及び確認作業を実施する。

(3) 第3期西条市総合計画基本構想案の作成

総合計画策定のための上記(2)基礎調査の結果を総合的に勘案し、令和5年12月上旬(予定)までに第3期西条市総合計画の基本構案を作成し、提案する。その後、基本構想案に対する総合計画策定委員会等での検討結果を踏まえ、基本構想案の補修正作業を行う。

(4) 第3期西条市総合計画基本計画骨子案及び基本計画素案の作成（総合戦略の作成を含む。）

ア 基本計画及び総合戦略骨子案の提案

府内及び総合計画審議会で調整された「第3期西条市総合計画基本構想案」に基づき、分野別（施策の大綱別）の方向性や関連する個別計画等の整理・検討を行い、令和6年4月上旬（予定）までに次期総合計画の基本計画及び総合戦略骨子案を作成し、提案する。

イ 基本計画及び総合戦略素案の作成

基本計画及び総合戦略骨子案に対する総合計画策定委員会等による検討結果等を踏まえ、基本計画及び総合戦略骨子案の補修正作業を行い、令和6年7月上旬（予定）までに基本計画及び総合戦略素案を作成する。なお、以下の業務については本市で実施するが、受託者は必要に応じて本市に適切な助言及び情報提供を行う。

① パブリックコメントの実施

② 総合計画審議会の実施（4回程度）

(5) 概要版の原稿作成

確定した第3期西条市総合計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。

(6) 第3期総合計画本編・概要版の印刷用データ作成

上記(3)及び(4)の印刷用データの作成を行う。デザインについてはイラストレーター、インデザイン等の印刷製本に適した形式で行うこと。

(7) 第3期総合計画図書の製作

総合計画データ確定後、本編及び概要版のデザイン・原稿作成・編集・印刷製本を行う。

ア 本編

- ① サイズ A4版
- ② ページ数 180ページ程度（表紙・見返し含む）
- ③ 規格 4色刷り、表紙：コート135kg、本文：コート57.5kg、並製本
- ④ 部数 500部

イ 概要版

- ① サイズ A4版
- ② ページ数 16ページ程度（表紙・見返し含む）
- ③ 規格 4色刷り、表紙：コート135kg、本文：コート57.5kg、並製本
- ④ 部数 4,000部

6 成果品

- (1) 各種報告書（受託者が担う業務分） A4版 2部
- (2) 次期総合計画の基本構想案、基本計画案 A4版 2部
- (3) 総合計画図書 本編500部及び概要版4,000部
- (4) 上記電子データ及びその他成果に係る資料

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承諾を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触又は損害が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。

また、本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本市担当職員と十分に協議するとともに、業務の進捗状況について隨時報告すること。

- (3) 本業務の実施にあたり、必要に応じて本市が要請を行った場合には、確実に連絡及び対応が可能となる体制を整えておくこと。
- (4) 本業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (5) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は個人情報保護法及び西条市個人情報保護法施行条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証及び3回以上の更新を要する。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項、又は実務実施に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。